

【資料3】

# 令和5年度 社会福祉施設等指導監査方針等について

令和5年6月19日（月）  
熊本県社会福祉課指導監査班

## **(1) 指導監査業務の「根拠」**

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。＜社会福祉法第56条第1項＞

## (2) 指導監査の「目的」

社会福祉法の規定に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、「法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項」について運営の実態の確認を行うことによって、「適正な法人運営」と「社会福祉事業の健全な経営」の確保を図る。

< 社会福祉法人指導監査実施要綱（H29.4.27） >

## **(3) 指導監査の「基本姿勢」**

指導監査にあたっては、法人運営に改善すべき点がある場合には、法人が「自ら改善すべき点を把握」し、「自主的に改善に取り組む」ことができるように指導を行うことが重要。

## (4) 指導監査にあたっての「心構え」

ア. 指導監査の「目的」や「基本姿勢」を念頭において指導監査を行う。

\* 社会福祉法人「経営の原則」と「新たな制度改革の視点」

イ. 監査関係資料、自己点検表等は事前に目を通しておき、当日は効率的に進める。

\* 「事前準備」の重要性（指摘が見込まれる事項、現場で確認すべき資料）

\* 「原本」の確認、「複数書類」を組み合わせて確認、等

ウ. 指摘事項については、統一性を確保する。

\* 社会福祉法人指導監査実施要綱の別紙「指導監査ガイドライン」

⇒チェックポイント／着眼点／文書指摘の基準

エ. 指導監査は、対等な姿勢で、公平・適正な実施に努める。

## (5) 指導監査にあたって「留意すべき事項」

### ア. 問題点の発生原因の把握

- ・なぜそのような取扱いをしたのか。

\* 知らなかったのか、理解が不十分だったのか、等

### イ. 書面による「記録」の必要性についての認識

- ・ 説明責任 / 手続きの適正性を担保

\* 第三者に対して、手続きが適正に行われていることを客観的に説明できるか

## (5) 指導監査にあたって「留意すべき事項」

### ウ. 指摘事項について

- ・ 指摘内容は法的根拠に基づき、具体的であるか。
- ・ 指摘事項は相手方もきちんと理解しているか。
  - \* 法人との「対話や議論」⇒「指導内容についての理解」を得るように努める。
- ・ 法人の主体性を尊重・配慮しているか。
  - \* 「原因の確認」と「改善方針の検討」
  - \* 「法人担当者」と「監査担当者」、各々の役割を踏まえた対応  
⇒法人の「自律的な運営」を促す。

## **(5) 指導監査にあたって「留意すべき事項」**

### **エ. 指摘後の改善状況についての確認**

- ・ **指導監査の目的：適正な法人運営確保のための「改善」**

\* 「指導監査」業務の一連の流れ

### **《参考》**

#### **○指導監査結果の公表（「県ホームページ」に掲載）**

- ・ **「文書指摘事項」及び「改善結果」について**

\* 社会福祉法人、社会福祉施設について公表

\* 社会福祉課実施分／平成19年度実施分から公表

（県ホームページでは、現在令和元～3年度実施分を掲載）



## 【参考資料】

- ・ 熊本県社会福施設等指導監査要項
- ・ 令和5年度社会福祉施設等指導監査方針
- ・ 令和4年度社会福祉施設等指導監査結果  
主な指摘事項（法人関係）

\* いずれも県ホームページの以下のページに掲載

「令和5年度（2023年度）社会福祉施設等指導監査方針等について」

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/34/174066.html>